

緊急事態宣言期間の延長に伴う 家庭での保育のお願い

新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言の期間が延長されました。

保育所は引き続き開所しますが、お預かりしているお子さんへの感染を防止するためには、なるべく登園児童数を減らす必要があります。

医療・介護・保育従事者や、その他やむを得ず就業継続が必要な業務に従事している方、ひとり親家庭等で子どもの預かりが必要な方など、こどもを預けざるを得ない保護者の方以外は、出来る限り家庭での保育をお願いいたします。

対象者・期間

対象者

福岡市内の認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業所等を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方

期間

令和2年5月31日まで ※状況によって延長又は短縮する可能性があります。

保育料の取扱い

家庭での保育をお願いした期間において、施設を利用しなかった日数について、月額保育料を軽減(日割り)します。(お知らせしていた取扱いの対象期間を延長します)

緊急事態宣言が5月31日より前に終了した場合は、その期限日までで保育料の日割りも終了します。

計算方法

$$\text{軽減後の保育料} = \text{月額保育料} \times \frac{\text{該当月の施設開所日数} - \text{家庭での保育を行った日}}{25}$$

- 上記計算後 10 円未満は切り捨てとなります。
- 還付・充当額は、「月額保育料」－「軽減後の保育料」となります。
- 家庭での保育を行った日は、日曜・祝日を除いて計算します。

保育料の充当又は還付

保育料の軽減は、翌月以降の保育料での調整を原則とします。

翌月以降の保育料への充当を承諾いただく場合は、**保護者の方が行わなければならない手続きはありません。**

対象期間の出席日数を施設が区役所に報告し、軽減後の保育料を算定します。

還付をご希望の場合は、各区子育て支援課にご連絡ください。

- ※ 5月分の軽減は、原則として7月分の保育料へ充当することにより実施します。7月分への充当ができない方については、還付等により対応いたします。
- ※ 保育料を直接施設が徴収している「認定こども園」「地域型保育事業施設」については、施設からのご案内をお待ちください。
- ※ 4月分の軽減は、令和2年4月7日～4月30日までの間の欠席日数を対象として、6月分で調整を行う予定です。(従来お知らせしていた開始日は4月8日でしたが、緊急事態宣言期間に合わせて変更しました。)

3歳以上児の副食費の取扱い

各施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先電話番号

各区子育て支援課(ご利用の保育施設のある区へお尋ねください)

東 区092-645-1068 城南区092-833-4103
博多区092-419-1080 早良区092-833-4354
中央区092-718-1101 西 区092-895-7065
南 区092-559-5123
福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課 092-711-4245